

2022年4月1日以降に【精巣内精子採精術（TESE）】を**保険診療**にて実施した  
もしくは2022年3月31日以前に【精巣内精子採精術（TESE）】を**自費診療**にて実施した

はい

いいえ

凍結期限日に、**保険で体外受精の治療中**である（通院中である）

自費での延長となります

はい

いいえ

保険での延長となります

自費での延長となります

【手続き可能期間】

**凍結期限から1ヶ月以内**に

受診して延長申請・手続きを行ってください。

\*凍結期限前の延長は出来ません

受診をされていても**延長の申請・手続きがない場合は延長できません（破棄させていただきます）**ので、必ず申請・手続きをお願い致します。

例) 2023年4月1日にTESEにて精子凍結を実施  
申請時点で保険にて体外受精を行っている  
手続き可能期間は2024年4月2日～2024年5月2日の間

【手続き可能期間】

**凍結期限から1ヶ月以内**に

ホームページより延長申請・手続きを行ってください。

\*凍結期限前の申請も可能です

期間内に延長の申請・手続きがない場合は**精子を破棄させていただきます。**

例) 2021年4月1日にTESEにて精子凍結を実施  
申請時点で保険での体外受精を行っていない  
手続き可能期間は2024年5月1日まで  
(\*凍結期限前の2024年3月1日に手続きも可)

【手続き可能期間】

**凍結期限から1ヶ月以内**に

ホームページより延長申請・手続きを行ってください。

\*凍結期限前の申請も可能です

期間内に延長の申請・手続きがない場合は**精子を破棄させていただきます。**

例) 2021年4月1日にTESEにて精子凍結を実施  
申請時点で保険での体外受精を行っていない  
手続き可能期間は2024年5月1日まで  
(\*凍結期限前の2024年3月1日に手続きも可)